

事 務 連 絡
令和4年10月20日

高齢者施設等 管理者様

北九州市保健福祉局
介護サービス担当課長

【重要】福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金について（申込受付開始）

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、施設・事業所内の感染対策や要介護者高齢者へ様々な支援をしていただき、ありがとうございます。

さて、福岡県より、「福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金交付要綱」制定したことについては、令和4年4月12日事務連絡において周知させていただいたところですが、下記のとおり、受付開始のご案内がありましたので、お知らせします。

本補助金は、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定したまん延防止等重点措置解除後の「感染再拡大防止対策期間」である令和4年3月7日から令和4年4月7日について、施設内療養者1名につき上限15万円から30万円に拡充し、県単独で補助するものです。

福岡県のホームページを確認いただき、申請等漏れが無いようご注意ください。

記

1 当該補助金の福岡県ホームページ掲載場所

福岡県ホームページ（トップページ）>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護保険>福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金交付について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hukuoka-shisetsunairyoyou.html>

2 申請受付期間

令和4年11月15日（火）まで（令和4年3月7日～4月7日分）

3 本補助金に係る問い合わせ先

福岡県介護保険課監査指導第二係 TEL：092-643-3319 FAX：092-643-3309

電子メール：shisetsunai-ryoyou-kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

4 別添添付資料

県通知

福岡県高齢施設等療養体制確保支援事業費補助金交付要綱第2条別紙の概要

※詳細は、必ず、県ホームページで確認ください。

○補助対象期間

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した感染再拡大防止対策期間
(令和4年3月7日～令和4年4月7日)

○補助要件

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、

- ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった施設
- ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した施設
- ・小規模施設等（定員29人以下）にあつては、施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては、同一日に5人以上いた施設

○助成の上限額

施設内療養者一人あたり上限額15万円

※ ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助

公印省略

4 介 第 2 2 7 0 号
令和 4 年 10 月 13 日

各 高 齡 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第二係)

福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金について

福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金に係る交付申請の 2 回目の受付を開始しましたので、お知らせいたします。

なお、補助金交付申請書等の様式及び申請方法について、下記ホームページにて確認していただきますようお願いします。

記

○制度概要

この補助金は、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費」補助金において拡充された「施設内療養費の追加補助分（以下「追加補助分」といいます。）」を補完するものです。

具体的には、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した「感染再拡大防止対策期間（令和 4 年 3 月 7 日から令和 4 年 4 月 7 日）」においても、県が独自に追加補助分に相当する経費について、補助するものです。

○ 掲載場所

福岡県ホームページ(トップページ) >健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉 >介護保険 >福岡県高齢者施設等療養体制確保支援事業費補助金交付について

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hukuoka-shisetsunairyoyou.html>

監査指導第二係 松尾・安達

電話 : 092-643-3319

Fax : 092-643-3309

電子メール :

shisetsunai-ryoyou-kaigo@pref.fukuoka.lg.jp